

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和7(2025)年5月7日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「神奈川県川崎市のストーカー被害の事件について、平成11年に埼玉県桶川市でストーカー事件が発生し、翌12年にストーカー規制法が制定された経緯があるが、今回の事件の詳細は分からないものの、26年が経過しても同じような事件が発生していることを受け、対応の検証結果等も踏まえつつ、引き続きしっかりと業務を進めていただきたい。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 令和6年度における開示請求の状況について

警察本部から、「令和6年度における情報公開条例、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づく開示請求の状況について報告する。開示請求制度の対象となる文書は、組織が保有する文書である。はじめに、情報公開条例に基づく開示請求であるが、公安委員会宛ての開示請求は、令和5年度比マイナス1件の0件で、警察本部長宛ての請求は、令和5年度比マイナス30件の94件であった。これらに対する処理状況は、全部開示決定24件、部分開示決定66件、非開示決定0件、取下げ3件となっている。また、繰越分として、令和4年度及び令和5年度に受理し処理中の請求に対し、令和6年度に決定を行ったものがあった。請求の内訳は、建設業者からの工事設計書等の請求などの公契約関係、報道機関からの懲戒処分及び訓戒、注意措置に係る文書の請求、企業等からの許認可関係の請求、その他として昇任試験問題などとなっている。部分開示において非開示としたものの例としては、『個人に関する情報』として、警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名及び印影、『事務事業情報』として、警察内線電話番号などである。

なお、開示請求件数94件について、同一請求者からの複数の請求を1件として決定したものがあり、処理件数は93件となっている。

次に、個人情報保護法に基づく開示請求であるが、公安委員会宛ての請求は、令和5年度と同様0件であり、警察本部長宛ての請求は、令和5年度比プラス3件の49件であった。これらに対する措置の状況は、全部開示決定42件、部分開示決定8件、処理中のものが1件となっている。また、個人情報保護条例に基づく死者情報の開示請求は、警察本部長宛ての請求が1件あり、全部開示決定を行った。請求の内訳は、請求者自身が過去に行った

相談に係る記録簿等が46件、その他6件となっており、知人間、家族内のトラブルに関するものが多くなっている。部分開示における不開示部分の例としては、『請求者以外の個人に関する情報』として、警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名及び印影となっている。

最後に、行政不服審査法に基づく審査請求であるが、令和6年度の請求件数は0件であった。令和6年度の開示請求及び審査請求の状況については、公安委員会に報告した後、県警察ホームページで公表することとしている。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「特殊詐欺の被害に遭うのは高齢者というイメージがあるが、若者も被害に遭っていると聞く。十分にさせていただいていると思うが、効果的な方法を検討しながら、被害防止のための情報発信に努めていただきたい。」

### 【警備部議題】

#### ○ 災害警備訓練の実施について

警察本部から、「警備部から、災害警備訓練の実施について報告する。はじめに、『非常参集訓練等』についてであるが、これは、災害発生初期段階における対処要領の習熟及び災害に対する職員の危機意識啓発を目的として、例年、新年度当初に実施しているものであり、本年は、5月12日から16日までの間のいずれかの日に、事前に通知しない方式で実施する。想定は、『県内において最大震度6弱を観測したもの』として行う。訓練項目は3点であり、1つ目は『非常参集訓練』で、職員緊急連絡安否確認システムを使用し、システムの動作確認と職員の意識付けを重点に実施する。2つ目は『被害情報報告訓練』で、『生の声情報』の収集・報告を実施する。3つ目は『衛星携帯電話通信訓練』で、衛星携帯電話を使用し、被害情報の報告を実施するものである。

次に、『災害警備本部図上訓練』及び『救出救助訓練』についてであるが、これは、災害発生時の初動対応要領の確認を目的として、5月22日に実施する。想定は、『強い雨が続き地盤が緩んでいたところ、県内において最大震度5強の地震を観測。土砂崩れが発生し、家屋が数軒土砂に巻き込まれたもの』として行う。訓練対象者等については、『災害警備本部図上訓練』が、本部階総合指揮室において災害警備警戒本部のコアメンバーで実施し、『救出救助訓練』が、機動隊敷地内に設置した土砂災害現場において救出救助隊等で実施する。図上訓練で行う『災害警備警戒本部設置訓練』では、コアメンバーが行うこととなる被害情報の収集や資料作成、部隊運用等について訓練するほか、現場の映像を県庁防災課に送信する訓練も行う。『救出救助訓練』では、救出救助、ドローンを活用した情報収集等を行う。」旨の報告があった。

### 【その他】

- 死亡ひき逃げ事件の捜査状況について説明があった。

## ■個別会議

### ○ 監察課

損害賠償事案に係る請求権の行使についての報告

### ○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等の実施結果についての報告

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁